

指定給水装置工事事業者の皆様へ

## 令和元年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者は

### 5 年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年 10 月 1 日に施行されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間となり、指定の更新がされない場合は「失効」となります。

旧制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間	更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、「通知」を送付します。 ※郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしませんので、ご注意ください。
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日まで	
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日まで	
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日まで	
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日まで	
平成 25 年 4 月 1 日～令和 1 年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日まで	

更新には、手数料 10,000 円をご負担いただくこととなりますので、事業者の皆様におかれましてはご理解いただきますようお願いいたします。

・指定更新の要件は水道法第 25 条の 3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うために機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者

・指定更新申請時に 4 項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第 25 条の 8 及び法施行規則第 36 条）に伴い、適正に給水装置工事業の事業を運営していることを確認

- i 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii 指定給水装置工事事業者の業務案内（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

#### 更新申請に必要な書類（新規申請と同様）

- ・様式 1 号及び第 2 号（機械器具調書）
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類  
（免状又は技術者証等の写し）
- ・指定給水装置工事事業者証

#### 4 項目確認資料

- （指定更新時確認事項の提出）
- ・講習会の受講終了証等
  - ・外部研修の受講実施履歴等
  - ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無